

随時監査（工事監査）の結果の公表について

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査（工事監査）の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成18年12月7日

|         |         |
|---------|---------|
| 八尾市監査委員 | 西 浦 昭 夫 |
| 同       | 北 山 諒 一 |
| 同       | 大 松 桂 右 |
| 同       | 田 中 裕 子 |

記

- 1 随時監査（工事監査）対象工事  
第2回工事監査  
5次第65号配水管整備工事
- 2 監査の結果  
別紙のとおり
- 3 問合せ先  
八尾市本町一丁目1番1号  
八尾市監査事務局  
電話番号 072 - 924 - 3896（直通）
- 4 その他  
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 仲村晃義様  
八尾市議会議員 林洋雄様

八尾市監査委員 西浦昭夫  
同 北山諒一  
同 大松桂右  
同 田中裕子

## 随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により提出する。

### 記

#### 1 監査の実施日及び対象工事

##### 第2回工事監査

実施日 平成18年9月19日

対象工事 5次第65号配水管整備工事

#### 2 監査の目的及び着眼点

工事が関係法令等にのっとり適正かつ合理的に行われているかどうかを主眼として、関係図書類及び現地での施工状況を審査し、また担当職員から執行状況の説明を聴取するなどの方法で実施した。

なお、実施にあたっては、(社)大阪技術振興協会に委託し、同協会技術士作成の工事技術調査報告書を参考にした。

#### 3 監査の結果

工事の実施について、契約関係書類及び設計図書等の処理並びに工事施工管理及び現場施工状況は、おおむね適正に執行されていたが、一部の事項について、注意又は検討を要するものが見受けられた。

今後は、これらに十分留意されるとともに、当該監査の結果に基づき又は結果を参考として改善措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

**第2回工事監査**（監査実施日：平成18年9月19日）

**【水道局建設課】5次第65号配水管整備工事**

1 工事の概要

- (1) 工事場所：八尾市 服部川2丁目～郡川5丁目  
(2) 工事目的：経年老朽化に伴う出水不良、漏水事故等を未然に防止すると共に、将来の安定給水を確保するため、配水管の敷設替を行うものである。

(3) 工事内容：(布設員数)

|        |          |
|--------|----------|
| NS形鑄鉄管 | 200×351m |
| K形鑄鉄管  | 200×36m  |
| K形鑄鉄管  | 150×16m  |

(既設員数)

|       |          |
|-------|----------|
| ∩形鑄鉄管 | 200×386m |
| A形鑄鉄管 | 150×16m  |
| A形鑄鉄管 | 100×8m   |
| A形鑄鉄管 | 75×9m    |

- (4) 工事費：請負金額 ¥33,390,000円(消費税込)(落札率 95.2%)  
(5) 工事期間：(当初)平成18年5月18日～平成18年11月2日  
(変更予定) - " - ~平成18年12月29日  
(6) 施工業者：株式会社 坂上工務店

2 監査の結果

本工事の平成18年9月8日現在における出来高は25%であり、新管埋設法線が旧管法線と異なる区間の配管工事が完了しており、既存管位置と同じ法線位置に配管する区間の仮配管が完了し本管工事が今後開始される状況であった。

また、既に完了した区間のピッグ洗浄がなされていた。

(1) 積算について

掘削土については、管回りの埋戻し材料を除き、市下水道工事で採用されているリサイクルセンターへ運搬し改良土として利用する方式の採用を進めることが望まれる。その際、価格設定については市他部局の設定単価と調整を図りたい。

(2) 契約について

本工事では地元の祭り時期との関係から着工が遅れたため、契約工期が12月29日に変更される予定である。契約変更について、遅滞なく適正に処理されたい。

(3) 施工について

ア 施工計画書の施工管理計画内容に、施工の基本となる配管接合のためのトルクレンチの回転力や管と管とを接合する引張力等の基準値を明示しておくか、市の「水道管工事仕様書」に基づき管接合の施工を行う旨の記載を指導されたい。

また、仮設配管について施工配管図、管材の仕様、接続部材の詳細等を記載しておくことが望まれる。

イ 仮設管について、市の積算ではステンレス管であったが、施工業者の申出にてポリエスチレン管が採用されていた。基本的には問題はないが、発注図面に対し機能的な面で支障はないか確認しておきたい。

ウ 施工業者から提出される配管日報に、当日施工した配管内容を平面図上に図示され、詳細配管図も一部示されてはいたが、出来るかぎり別途に記載することが望まれる。

エ 水道配管材料の製作メーカーについては、材料ごとに数社を指定しているが、超特殊押輪については1社のみ指定となっていた。担当者から聞き取り調査を行ったところでは、他の1社が現在製作可能であるとのことであるので、品質等を調査した上で基本的には2社以上のメーカー指定を検討されたい。

- オ 工事写真について、施工位置がわかるよう位置図を添付されたい。
- カ 施工後にアスファルト舗装（仮復旧）がなされているが、段差が生じているところが見られたので補修が必要な箇所は補修を行うとともに、本復旧を早期に実施することが望まれる。
- キ 宅地内のメーターボックス周辺の仕上げについて、各戸の了解を得ると共に記録しておくことが望まれる。
- ク 本復旧の舗装工事が施工されるまでの期間において、道路面のレーンマークや路面文字等が不鮮明とならないよう、十分留意されたい。